



ウエストワンズカンツリー倶楽部

エターナル会員制度

エターナル会員制度概要

対象となる会員	<p>在籍3年以上の個人正会員・法人記名会員が会員権の譲渡または、法人記名者変更を行う際に、終身登録会員として引き続き会員料金でプレーを継続できる。</p> <p>または、在籍3年以上の個人正会員・法人記名会員がパートナーを終身会員に登録することができる。※この場合も名義書換料と同等の登録料が必要。</p> <p>エターナル会員制度利用には、年会費を完納されていることが条件。 登録の際、終身登録正会員と終身登録平日会員の選択が可。 この終身登録会員をエターナル会員とする。※エターナルは、「永遠の」を意味する。</p>
会則上の会員資格	<p>終身会員 終身会員は一身専属とし、譲渡及び相続は不可。 登録後の終身正会員から終身平日会員への変更は可とする。 (平日→正は不可) ※別途登録変更料要</p>
名義書換料・登録料	<p>名義書換料・登録料 名義書換料200,000円税別 法人記名者変更・親族譲渡100,000円税別 名義書換を伴わない、パートナーのエターナル会員登録料は、 第3者登録料200,000円税別 親族登録100,000円税別。 終身平日会員へ登録の場合は、各半額とする。 ※名義書換料・登録料は、現正会員の預託金を充当することが出来る。</p> <p>登録後の終身登録正会員から平日への登録変更料は、30,000円税別</p>
エターナル会員の年会費	<p>終身登録正会員 : 30,000円税別 終身登録平日会員 : 15,000円税別 ※初年度年会費は免除、入会后直近の3月31日までに翌年度分を納入。</p>

<利用例>

- ①60代の個人正会員がご子息に名義を変更したいが、ご自身もまだゴルフを楽しみたい。
親族譲渡の名義書換料の10万円を会員権の預託金から10万円充当し、消費税10,000円のみでご子息へ名義変更し、ご本人はエターナル会員へ登録。
- ②法人記名者が60歳の定年を迎えるが、まだゴルフを楽しみたい。
法人記名者変更料10万円を会員権の預託金から10万円充当し、消費税10,000円のみで新記名者に変更し、現記名者は、エターナル会員登録。※預託金の充当には、名義法人の同意を要す。
- ③40代の個人正会員が、定年を迎えた父親をエターナル会員に登録して一緒にゴルフを楽しみたい。
親族登録料10万円を現会員の預託金から10万円を充当し、消費税10,000円のみで父親をエターナル会員に登録。

様々な場面で、エターナル会員制度をご利用いただき、あなたのゴルフライフを更に充実させてください。

〒673-1472兵庫県加東市上三草1136-67
ウエストワンズカンツリー倶楽部
株式会社ウエストワンズ
TEL : 0795-42-2401
FAX : 0795-42-6702
E-mail : front@wcc.jp
URL <http://www.wcc.jp>